第4期第1回生涯学習センター運営協議会議事要旨

[日 時] 2018年5月7日(月)午前10:00~正午

〔場 所〕町田市役所10階 会議室10-4・5

〔出席者〕※敬称略

委員:柳沼 恵一(会長)、岩本 陽児(副会長)、太田 まゆみ、大野 浩子 白﨑 好邦、鈴木 忠道、陶山 慎治、辰巳 厚子、中里 静江 向井 美子、米倉 茂 以上 11名

事務局:中村生涯学習部長、塩田センター長、田中担当課長、大野管理係長、 松田事業係長、齊藤主任(記録)

〔欠席者〕古里 貴士 1名

〔傍聴人〕 0人

[資料]・第4期生涯学習センター運営協議会委員一覧

- ・地域における学習支援―生涯学習センターの役割と機能―(2018年3月)
- ・今後の生涯学習施策の進め方について―答申―町田市生涯学習審議会(2018年3月)
- 町田市生涯学習推進計画
- ・2016年度 生涯学習センター事業報告書「まちだの学び」
- ・市民大学再構築に関する検討報告書(2016年3月)
- 関係例規等 資料8-1~13

<講演会資料>

- ・公的社会教育のこれまでとこれから
- ·教育基本法(昭和22年3月31日法律第25号)
- ·教育基本法(平成18年法律第120号)
- ・公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループの設置について (参考資料1)
- ・中央教育審議会生涯学習分科会 ワーキンググループ委員(参考資料2)

開会

<委嘱書の交付>

<生涯学習部長あいさつ>

生涯学習部長:皆様、おはようございます。生涯学習部長の中村でございます。日頃より町

田市の生涯学習事業にご理解ご協力をいただきましてありがとうございます。 第 4 期町田市生涯学習センター運営協議会の開催にあたり、あらためまして一 言ご挨拶を申し上げます。町田市生涯学習センターは市民の生涯学習の総合的 な支援を目的に、2012年に開設されまして今年で7年目を迎えます。生涯 学習センターでは直接的な学習機会の提供のほか学習情報の収集・発信など 様々な事業に取り組んでおりますけれども、市を取り巻く環境は刻々と変わっ ておりまして生涯学習センターもそれに応じて変化していかなければなりませ ん。皆さまにおかれましては改めて生涯学習センターが持つ事業の課題をご指 摘いただくとともに生涯学習センターが果たすべき役割、そして今後の方向性 についてご意見を賜りたくよろしくお願い申し上げます。皆さまの貴重なご意 見をもとにセンターの事業がより充実したものになるように努めてまいります。 それでは2年間よろしくお願い申し上げます。

<委員自己紹介>(略)

<事務局職員の自己紹介>(略)

2 議題

(1) 正副会長の選出

生涯学習センター長の議事進行により、会長の選出を行った。会長について立候補は無く、柳沼委員を会長とする事務局提案に対し、委員の賛成が得られ決定した。 引き続き、会長の議事進行により副会長の選出を行った。副会長について立候補は 無く、岩本委員を副会長とする事務局提案に対し、委員の賛成が得られ決定した。

(2) 各種委員の選出

生涯学習審議会委員、東京都公民館役員会について、事務局提案に対し委員の賛成が得られ、生涯学習審議会委員には岩本委員が、公民館連絡協議会委員部会役員には 白﨑委員が決定した。

(3) 協議会の進め方について

事務局説明:今期の運営協議会は8月、12月、3月を除いた各月の全部で8回開催を予定させていただきたい。2年後、最終的には運営協議会としての報告書を取りまとめたい。今年度、第4回と第8回については従前のとおり生涯学習センターの事業報告を行いたい。

本日、このあとは(1)岩本副会長から「社会教育・生涯学習の現況について」の 講演をいただき、会長からは第3期の報告書についてご説明いただきたい。 また、次回、町田市生涯学習審議会の答申「今後の生涯学習施策の進め方について」の解説と意見交換を行い、第3回は第4期を通じてのテーマ設定を行い、実質5回からテーマに沿って活動いたします。その他『教育プラン』と『生涯学習推進計画』については、進捗状況をこの会議でご報告申し上げる。

(質疑応答)

- 委員:毎回の会議で行う報告について、今後は最初にやってはいかがか。
- 会 長:報告事項がいつも時間切れや時間超過になっているので、冒頭に報告事項を行うことにいたします。
- 委員:テーマ設定をして、議論を深めて、報告書をまとめるということで良いか。
- 会 長:2年の任期の中でテーマ設定に沿って2年間に渡って協議した結果を、最終的に報告書にまとめる。第3期からの宿題も残されているのでその辺も踏まえたいと思う。
- 3 講演「社会教育・生涯学習の現況について」

町田市生涯学習センター運営協議会委員 岩本 陽児氏

1. 公的社会教育の制度設計

全ては法律・条例に基づいており、根本は日本国憲法です。これはプログラム規定ですので、下位法の教育基本法以降に書かれております。公務員は憲法を擁護する義務があるので、 我々委員も公務員に準ずる扱いとなりますので、憲法を擁護する立場にあります。

●教育基本法の改正について

この教育基本法は 1947 年にオリジナルの法律が出来ました。前文のところで「この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」とありましたが、2006 年の第一次安倍内閣の時に全文改正ということになり、この文言は削除されました。全体としてもともと全部で 11 条だったものが、18 条に増えました。それまでより色々な部分が追記されましたのでそのポイントを申し上げます。

第1章、第2章という章の項目が加わり、前文に「ここに、我々は、日本国憲法の精神に のっとり」という記載から憲法の下位法であることが書かれています。

第2条に、かなり具体的な書き込みがされたのが、オリジナルとの変更点です。

第3条の「生涯学習の理念」では「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習する事ができ」、そしてその次がポイントですが、「その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」として、生涯学習の理念が新設挿入されています。したがって教育の機会均等は第4条に送られています。

第5条以降、追加されている条項がたくさん書かれております。特に家庭教育の部分、従来と比べると、オリジナルでは第7条に「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行

われる教育は」とまとめてありましたが、「家庭教育」の部分が大事であるということで、第 10 条の $1\sim2$ に記載されました。第 12 条の「社会教育」では「国及び地方公共団体は、・・・ 学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない」という文言が追加されました。

第16条「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、」という条文も追加されました。文部科学省が議員の注文に応じて名古屋市教育委員会に問い合わせをしていた」というようなニュースはここからも法律違反であるということが法律を読むとわかります。

●社会教育という制度設計はどう変わりどこへ向かおうとしているのか

教育基本法の下に社会教育法というのがあり、「この法律は教育基本法の精神にのっとり」 とあります。これは憲法の精神にのっとり教育基本法があったのと同じ記載です。その他、 図書館法、博物館法等ありますが、これらは法務省のホームページでいつでもご覧いただけ ます。

そもそも社会教育の法制度が出来たのが戦後のごく初期でありました。今となっては想像もつかないことですが、軍国主義の時代の中で、2年前に90歳で亡くなった私の父もそのような教育を受け、10代で少年飛行兵に志願し、人様の上に爆弾を落とす訓練を受け、最後には特攻のリストにも名前を挙げていた、というような天皇の赤子としての教育が徹底していた人達を、いかに民主国家の平和な構成員に育て上げていくのか、ということで、学校教育の中では「社会科」というものが新設されました。そして学校以外の教育は成人教育ばかりとは限らないが、「社会教育」という領域が定められたわけです。除外規定という法律用語をつかっていますが、社会教育法第2条に社会教育の定義として、「学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき学校の教育課程として行われる教育活動を除き、」とあり、これが除外規定と言われています。続いて「青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。」とあり、カッコ内の規定は日本の社会教育・成人教育の特徴的なところです。実際のところ、町田市では薗田さんが活躍されているような余暇活動の団体はここ20年近く、社会教育とは切り離され、既に社会体育というのは、体育館が早いうちに指定管理に出された、というような現状があります。

●独立行政委員会としての教育委員会

教育行政について、教育委員会が担当しております。この独立行政委員会のメリットは政治の圧力を受けず、政治的中立を維持し、行政が安定していること、住民の意思を反映することであります。アメリカの伝統でイギリスにも一部ありますが、イギリスには教育委員会はありません。ちなみに、1991年に文部科学省から奨学金を受けて1年イギリスに留学し、その後 2002年に日本に戻るまでの 10年ほどイギリスで教えておりました。根本的な発想としてレイマンコントロール、レイマンというのは素人ということですが、官僚機構に対して素人集団がチェック機能を働かせることが出来る、そのような制度設計になっているわ

けです。

町田市の生涯学習センターには運営協議会が置かれていますが、これも趣旨としては同じく、行政に対し、行政のチェックがきちんと行われることによってより良い行政の執行が期待されるというわけです。

いずれにしても、1940年代の後半という非常に早い時期に、日本国内では法律の整備で国民の学ぶ権利を保障するための条件整備を国や地方公共団体が行うのだ、という約束が作られたということです。これは世界的にみると、1985年の、これは私が大学生のころですが、「ユネスコの学習権宣言」に30年以上先駆けて学ぶ権利を公的に保障したもので、悲惨な戦争をきっかけに、新しい平和な時代が展望されるきっかけが出来たのかなと思います。ただ、世界的にみるとイギリスでは第一次大戦後に、新しい国内社会を作るために成人教育を大事にしましょうという政府の委員会報告(英国の成人教育1919レポート)が出ております。

●公民館の始まり

そもそもの公民館に関する規定は、公民館法というものはございません。社会教育法5章に規定されております。寺中作雄さんという、その昔の東京オリンピックの時のオリンピック村の理事長をされていた文部官僚ですが、彼が課長時代に「公民館」というものを発明して法律に盛り込んでおります。今と違ってその時代は高度成長を達成する前の農村社会が色濃く残っていた時代で、コミュニティの拠点として地域をつくるためにどのような学びが必要なのだろうか、という発想で作り上げたものです。近年ではタイ等アジアの国々でKOMINKAN、コミュニティ学習センターCLCとしてユネスコが普及促進しております。公民館の価値というものが日本国内を超えて広がったというものです。

●社会教育の限界

その後70年近く経ち、限界もそれなりに見えてきました。4つ指摘しておきます。まず、①行政の縦割りということ、職業教育、先ほど鈴木委員からCPDという言葉をご紹介いただきましたが、企業内教育、矯正教育、これは刑務所の中で行われている教育のことですが、いろいろな教育活動が社会で広く取り組まれているが、それらと少し切り離れたところで公民館の学習というものが想定されているということ②公的な社会教育と生産労働とがなかなかつながらないということ。かつて農村で積極的につないだ事例もございますが都市ではなかなか難しく、学んだことが直ちに収入増につながるような、暮らし向きに直結するような学びとは違う学びであるということ。③公民館は設立母体が市町村です。これは小学校、中学校と同じなので、地域に根差したことを行うにはメリットがあるがそうではないレベル、全国的問題だとか、日本国政府のILOのいくつもの条約に批准していないといった課題、そういった国際的視野をどうやって作っていくかということです。④レイマンコントロールの制度設計は中央にはない、ということです。中央教育審議会というのが大臣の諮問機関としてあるが、制度の元締めは国家の官僚が管理しているということです。

これらを限界と申しましたが、そのような状況になった理由の一つに高度成長の時代を

通じて女性が家事労働から開放され、余暇時間が拡大していく、その時間を利用して特に都市部中間層は社会教育の有力な担い手となってきたということが歴史的に言えると思います。その中で、より良い住環境を求めて公害に反対し、博物館、公民館を作って欲しいという活動など、生活環境の改善を求める住民の運動が独特の日本なりの展開を見せてきた。しかしながら、市町村設置ということで、長野県のように公民館と地区の委員会、それから地区の福祉とが密接に連携したような実績を蓄積しているところもあれば、色々なところがあります。

いずれにせよ社会教育を推進する責任を負っているのは国や地方公共団体である、ということで、ここでは社会教育法3条を抜粋しています。

2.「趣味教養お稽古ごと」批判から「受益者負担」、「地域づくり」へ一諸政策に見る一制度設計は70年近くも前にできたのですが、その後色々な転換がありました。1970年代には自治省のコミュニティ政策が行われました。横浜では、公民館がなく、地区センターといっています。1980年代、文部省の「生涯教育について」という中で、生涯教育は生涯学習と呼ぶのがふさわしいということが記載され、その後約10年かかって、90年代になって生涯学習という言葉に移り変わっていきました。さらに教育・文化・福祉が従来は国民の権利として聖域であったものが新自由主義の発想のもとお金儲けのツールとしても注目を浴びるようになってきました。生涯学習というと、かつて資格が売り物になるような、資格を取る事で幸せになるといった時代がありましたが、日米自動車戦争以降、国内市場が空洞化する中で、新たな資本主義の活力源として教育・文化の市場が期待を集めたということがあります。これが今に至っています。21世紀以降の状況としては、人口が伸び悩み、税収が伸び悩み、行政が貧困化しているという状況があります。

3月に出された運営協議会の報告書の中でも記述させていただいたのですが、『社会教育は法律に根拠を持つ公教育の一環でありながら、学校教育に比べて行政の認知が不足しているのではないでしょうか。』という投げかけをいたしました。報告書が出た直後の人事異動でも社会教育のベテランになるだろう職員が大幅な入れ替わりがありました。予算もどんどん削られております。町田の公共図書館も図書費がどんどん減り、魅力が薄れ貸出冊数が伸び悩んでいる中、だから予算を減らしていいのだ、ということにはならないはずですが。地域における学習支援の中で、生涯学習センターは従来的な事をやっているだけではダメで地域に出て行って鶴川でやっているような地区協議会とタイアップというもの模索をしていこうというわけですが、新しいことにチャレンジしてみようという、そのためには人とモノとおカネが必要になるので、我々としてはそこを応援していきたいと思います。

●「受益者負担」とは何だったのか?

日本では「受益者負担」ということで公民館を利用するにあたり使用料を徴収するようなことを川崎市も、町田市も、昨年ついに相模原市にも広まりました。「公教育とはいったい何なのだろう」ということなのですが、そもそもの「受益者負担」とは何かというと、1919年にイギリス政府の委員会が第1次大戦後の成人教育のあり方に関して 1919レポートを

出した中で、ご紹介したいのは、その当時のイギリスの成人教育を構想した人達はこう考え ました。「国民がシェイクスピアのことを学び語れるようになることは素晴らしいことであ る。そういう学びは無料にしましょう。」ただし、1919年というのはもう一つ、自動車が初 めて世の中に誕生した時代でした。その中で自動車の整備工というのは最先端の職業であ った。もし学習者が自動車の整備を学んだことで、高い給料がもらえる職業に就くとすれば、 そのために必要な学習は「受益者負担」としようというような仕訳をおこなったんですね。 これが「受益者負担」という発想が出たはしりであったかと思います。日本人が源氏物語に ついて語れるのは素晴らしいことです。そのような教育を無料で提供出来ないような行政 は税金をもう少しまけてくれてもいいのでは、と思うわけです。それはそれとして、社会教 育が「子どもの権利」、「多文化共生」、最初は「婦人問題」あるいは「女性問題」と言われ 今では「男女共同参画」と名称が変わってきたものだとか、それら新しい領域を先駆的に、 問題を掘り出し取り出して見せて学習を進めてきたのですが、相次いで首長部局に移管さ れている。そのことの良し悪しはあえて言いませんが、新しい時代の価値観を生み出すホッ トスポット(注:浅瀬で様々な稚魚等生き物の命が生まれてくるという意味から比喩的に用 いられる言葉)としての役割を公的な社会教育が担ってきたのではないかと思っています。 これからもそういう役割を果たし続けていくような余力を、社会教育には是非持っておい ていただきたいと思っております。

3、生涯学習センターの誕生と展開

従来的な公民館というものは社会教育法第5章に規定されていて、法律的にややこしいことはなかったのですが、「生涯学習センター」というと公民館とは違って、いろいろありますよ、というところを例示しておきました。町田市の場合の生涯学習センターは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育機関として設置されています。奈良市は中央公民館の別名として、生涯学習センターと名乗っているが、町田市の場合、生涯学習センターと中央公民館が両方ちゃんと残っているところがユニークです。組織的には生涯学習センターが上位ですが公民館が無くなっているわけではありません。

●生涯学習センター運営審議会について

運営協議会は、①公民館運営審議会時代とは違って「諮問・答申」ができない制度設計であることを前期で知りました。だけれども、先ほど部長もおっしゃられましたように、これからの生涯学習センターの課題、果たすべき役割、今後の事業について、ここで議論してくださいということでしたので安心して議論したいと思います。②納税者・市民の立場からモニターして、職員がより良い仕事をしてくれるように叱咤激励する応援団としての存在であることが重要だと思います。③町田に相応しい生涯学習センターの長期ビジョンをどう提起・共有し、協働していくか。この「協働」という言葉はよく使われていますが「立場は違うが一緒に同じ目的に向かって汗を流す」ということです。このあたりが論点になるかもしれません。

前回の任期中からも、公共施設の再編は課題となっています。生涯学習センターは一つし

かないところで、地震に強い建物にして、生涯学習センターの出先を各地域につくり、福祉 や子育てともリンクするといった可能性もあるかと思います。上手にこの会で提案してい ければと思います。

事業仕分において、文学館といって図書館の博物館が非常に辛い仕訳の点数が付けられました。どう生かし、市民の生活の質の向上につながる施設としていけるか、さるびあ図書館についても問題です。

- 4. 成人教育の特性について こちらは時間の都合上、省略させていただきます。
- 5. 中央教育審議会生涯学習分科会「公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループ」

次に、参考資料1・2の中央教育審議会生涯学習分科会のワーキンググループについて、その設置の趣旨は「・・公立博物館をはじめとする公立社会教育施設について、地方公共の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすること等に関して、専門的な見地から検討を行うためのワーキンググループを設置する。」というものです。2月の22日、3月5日に会議がもたれその後関係団体のヒアリングが行われた。私も傍聴しましたが、日本図書館協会、日本公民館連合会を含めた地方公共団体も含めた参加があったが、非常に歯切れの悪いものでありました。首長と教育長がコミュニケーションが取れていたらそれほど問題はないのではないか、図書館というものが学校教育との連携がとれているところなので、まちづくりと連携すると別の困難が出てくるのではないか、といった意見や、日図協として指定管理がいけないといってしまうと、日図協が二つに割れてしまう、という問題もあるようです。今後の議論に注視したいと思います。博物館は文化庁が平成29年度に助成金を用意している実績があります。博物館協会では学会としての意見は出さないとの事で、煮え切らない状況であります。

結論としますと、まちづくりと連携するか、教育と連携するかというような問題のかけ方自体に疑問を感じます。少なくとも教育委員に制度が置かれている限り、補助金の主体は文科省からの助成であるし、首長部局であれば、国交省等お金のある役所からの補助金も受けやすくなる、といったような行政の貧困化を背景にした選択をすることは、違ってはいないでしょうか。むしろこのような中で、我々運営協議会としては、社会教育・生涯学習にしか出来ないもっと重要な議論、例えばきちんとした教育が受けられない人は負の連鎖によって生活保護世帯が増えるのではないかという議論があるように、基礎教育保障に関わることだとか、社会教育にしかできない事に特化した議論をここで行うというのも一つだろうかと思われます。 (以上)

(質疑応答)

委員:英国に教育委員会が無い理由は何か。

→背景として、英国は歴史が非常に古く憲法がありません。名誉革命以降現在に至る まで、立憲民主主義の国家であるので、教育委員会がありません。

- 委員:教育委員会にかわるものは何か。
 - →前提として、市長は、選挙ではなく役人が交代で担当する事務局的機能が強いことと、あらゆる場面においてレイマンコントロールが機能し、民間の人達、特に伝統ある NPO 等の意見を大切にしながら行政が進められているという点があります。
- 会 長:生涯学習審議会と生涯学習センター運営協議会との関係はどのように捉えたらよいか。
 - →ここで議論したことを、生涯学習審議会にお伝えし、そこでの意見に反映することを理想と考えています。諮問答申の制度が生涯学習審議会にはあり、窓口としては直接的な形となるので、答申案に反映させられるような機能を深めていければと感じています。方法としては、一つに運営協議会のメンバーが生涯学習審議会を傍聴にいくこと、もう一つはここでの議論を運営協議会から審議会に報告することがもし可能であればと考えます。
- 委 員:2ページのところの、長野県の現状の中で、公民館と福祉の連携が行われているということについて伺いたい。
 - →信州というところが社会教育を非常に大事にしていて、お当番式に各委員会組織に住民が所属して公民館活動に出会った方が地域の活動家になるという流れが出来ています。公民館と福祉の連携という点では松本市などが先駆的で、公民館が学習の場であると同時に福祉ひろばの機能を備えています。機会があったら視察をしてみるのも良いと思います。

<終了>